

社会福祉法人神戸光有会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸光有会の役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4) 苦情解決第三者委員とは、福祉サービス苦情解決規程に基づき置かれる者をいう。
- (5) 虐待防止第三者委員とは利用者（児）に対する虐待防止規程に基づき置かれる者をいう。
- (6) 役員等とは上記(1)～(5)の全てを含む者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の業務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- (1) 役員が理事会・評議員会に出席した場合
- (2) 評議員が評議員会に出席した場合
- (3) 評議員選任・解任委員がその業務に携わった場合
- (4) 苦情解決第三者委員がその業務に携わった場合
- (5) 虐待防止第三者委員がその業務に携わった場合
- (6) 役員等が法人及び施設の運営のための業務に携わった場合

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等に対する報酬等の額及び役員等の年間総支給額は、別表1のとおりとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は理事会等に出席の都度、別表1の報酬額に、源泉税額を加算し、通貨をもって本人に支給する。

2. 前条の監事の報酬についても同様とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程の定めるところによる。

(兼務役員)

第8条 施設職員を兼務する役員には、本規程は適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 平成30年4月1日から施行する。

(平成29年11月10日理事会 決議)

(平成30年6月19日定時評議員会 議決)

2 令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月28日評議員会 決議)

3 令和2年11月24日一部改正

(令和2年11月24日理事会決議)

(令和2年12月7日評議員会決議 施行)

別 表

別表1 (役員等の報酬等)

名 称	報酬額	その他
理事会出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費
評議員会出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費
苦情解決第三者委員会 出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費
虐待防止第三者委員会 出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費
上記以外に法人・施設の 運營業務への出席報酬	5,000 円 (+源泉税額)	実費

(役員等の年間総支給額)

名 称	年間総支給額
評 議 員	300,000 円
理 事	300,000 円
監 事	500,000 円

別表2 (監事指導監査報酬)

名 称	報酬額	その他
監事指導監査報酬	23,000 円 (+源泉税額)	実費